

入居者補償サービス

火災保険の事故受付方法について

引受保険会社：Chubb 損害保険株式会社

専用ダイヤル(年中無休・24 時間受付) ☎ 0120-977-373

WEB 事故受付 URL www.chubb.com/jp-csp/chintai

※詳細は別途資料をご覧ください。

※事故が発生した場合は、併せて株式会社サンプロシードへご連絡ください。



WEB 事故受付
QR コード

Sun Proceed Club 会員規約

第 1 章 総 則

第 1 条(名称)
「Sun Proceed Club」(以下「本サービス」という)を名称とします。なお、本サービスは「Sun Proceed Club Off」および「入居者補償制度」によりサービス構成されております。

第 2 条(目的)
本サービスは、Sun Proceed Club 会員様に対し、安心で快適な生活に役立つサービス提供を目的としております。

第 3 条(サービス内容)
本サービスは株式会社サンプロシード(以下サンプロシード)が運営する会員制サービスです。具体的なサービス内容とそのサービス提供会社(以下「提供会社」という)は以下のとおりといたします。
①「Sun Proceed Club Off」サービス提供会社
株式会社リロクラブ
②「入居者補償制度」引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社

第 4 条(会員資格および会員資格適用期間)
1.本サービスの提供を受ける会員(以下「会員」という)とは、サンプロシードの賃貸管理物件入居者の内、サンプロシードの定める条件に適合する方とします。
2.前項の会員資格に適合したお客様で、所定の入会手続きをすることにより会員となります。
3.本サービスの会費は賃貸借契約書で定めた金額とし、賃料と同様にサンプロシードの定める方法にて支払うものとします。
4.サービス提供期間は賃貸借契約期間とし、中途退会ではできないものとします。ただし転居またはサンプロシードの管理会社としての地位が他に移転した場合は会員資格を喪失します。
5.賃貸借契約開始月および終了月の本サービス会費は日割計算をしないものとします。
6.会員は本規約以外に運営会社が提供する会員サービスにおいて公表しているすべての規約、規則、注意事項等を承諾して利用するものとします。

第 5 条(退会)
会員が退会をするには、賃貸借契約を解約した場合に限り退会となります。

第 6 条(会員資格の失効)
1.会員が以下の事由に該当した場合、直ちに資格を失効されます。
①加入申込時に虚偽の申告をした場合
②会費の支払いが滞った場合
③本規約または諸規定の定めに違反した場合
④総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずるもの(以下「暴力団等反社会的勢力」という)である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合
⑤その他、サンプロシードが会員として不適切とみなした場合
2.会員資格の失効に起因して発生した損害に関し、サンプロシードおよび提供会社は何ら責任を負わないものとします。

第 7 条(サービス内容の変更・終了等)
1.本サービスは、会員への事前の通知・告知を行うことにより、そのサービス内容・費用を追加、変更、削除し、または、これを中止、終了させることができるものとします。
2.本サービスの変更または終了等に起因して発生した損害に関し、サンプロシードおよび提供会社は何ら責任を負わないものとします。

第 8 条(利用規約の変更)
サンプロシードは、会員の承諾または、事前の通知なく、本規約を変更できるものとします。なお、最新の本規約は当社の運営するホームページに掲載することとします。

第 9 条(会員情報の変更)
会員は、サンプロシードに届け出た連絡先・住所や家族の方等の情報(以下「登録情報」という)に変更があった場合、指定の方法により速やかに変更手続を行うものとします。なお、同一住所で名義変更の場合、会員の 2 親等以内に限り適用されるものとします。住所変更が伴う場合は、会員本人に限り

適用できるものとします。また、登録情報の変更は、会員の申し出により行うものとします。なお、登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、サンプロシードおよび提供会社はいかなる場合も責任を負わないものとします。

第 10 条(設備等の準備、維持)
本サービスに必要な通信機器、通信費用、ソフトウェア、その他設備、および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他本サービスの利用に必要な一切の準備、ならびにその維持は、会員が自己の費用と責任で行うものとします。

第 11 条(禁止行為)
会員は、本サービスの利用にあつて、以下の行為を行ってはならないものとします。
①本サービスを利用資格のない第三者へ知らせ、本サービスを提供させる行為
②本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得る目的の行為
③本サービスで定めた内容を超えるサービス提供を求める行為
④本サービスに係る個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
⑤本サービスに係る個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
⑥本サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為
⑦政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切のそれに類する行為
⑧犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに類する行為
⑨法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
⑩その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

第 12 条(免責)
1.サンプロシードおよび提供会社は、本サービスに関する情報について、その完全性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。
2.サンプロシードおよび提供会社は、以下の場合に、一時的に本サービスが停止、中止または変更されたとしても、会員が直接的または間接的に被った一切の損害、損失、不利益等について、いかなる責任も負わないものとします。
①火災、地震、洪水、落雷、大雪等の天変地異が生じた場合
②戦争、内乱、テロ、暴動、騒乱等の社会不安が生じた場合
③本サービスに係るシステムの定期点検、または緊急に行う保守・点検
④その他、本サービスの中断が必要であるとサンプロシードが判断した場合
3.サンプロシードおよび提供会社はサービスの利用により発生した会員の損害(サンプロシードとの間で生じたトラブルに起因する損害を含む)にたいし、故意および重大過失が無い限り、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償業務を一切負わないものとします。
4.本サービスのご利用に起因するソフトウェア、ハードウェア上の事故その他の損害につきましてはサンプロシードおよび提供会社は一切責任を負わないものとします。

第 13 条(サービス提供の拒否)
以下の事由に該当した場合、本サービスの提供を拒否することのできるものとします。
①会員が提供会社の利用規約、会員規約および本規約、本サービスの利用方法に違反した場合
②その他会員として不適切と判断された場合

第 14 条(個人情報)
1.サンプロシードおよび提供会社は、会員の個人情報については「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に従い、必要保護措置を講じたうえで、以下のとおり取り扱うものとします。
2.会員が本サービスの提供を受けるために自ら告知する以下の個人情報を取得します。
①氏名、性別、生年月日、年齢、職業、勤務先、会員との関係(会員本人以外の場合)、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、E メールアドレス等
②会員が本サービスの利用にあたって申し出た事項(利用内容、申込み内容等)

3.前項で取得した個人情報を以下の目的のために利用します。
①本サービスの提供
②利用実績の集計
4.サンプロシードは、適用除外となる場合を除いて、本人の同意なく個人情報の第三者への提供は行いません。

第 15 条(消費税)
消費税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、変動後の消費税率にて計算するものとします。

第 16 条(管轄裁判所)
本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章 Sun Proceed Club Off

第 17 条(サービス内容)
会員は、「Sun Proceed Club Off」専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第 18 条(会員優待サービスの利用)
1.Sun Proceed Club Off は、提供会社である株式会社リロクラブが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、Sun Proceed Club Off 専用ホームページに記載された Club Off Alliance 会員規約をよく読み、同意したうえで利用するものとします。
2.会員は、本サービスのお申込後に発行されるログイン ID(会員番号)および初期パスワードで Sun Proceed Club Off 専用ホームページにログインし、会員登録を行うことで会員優待サービスを利用することができます。

第 19 条(利用期間)
Sun Proceed Club Off は、本サービスに付帯される会員優待サービスのため、Sun Proceed Club Off の利用可能期間は、第 4 条および第 5 条、第 6 条と同様の条件が適用されるものとします。但し、入居時にお渡しする「入居のしおり」に記載している日程からのサービス開始となることがあります。

第 20 条(変更・休止等)
Sun Proceed Club Off は、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

第 3 章 入居者補償制度

第 21 条(入居者補償制度)
1.入居者補償制度(以下「本制度」という)は、本サービスの会員が、万一の事故(火災等)により所有する家財に損害が生じた場合や賠償責任(不注意による借用戸室の損壊や漏水事故による階下での損害発生等)を負担した場合に会員に対して補償を提供するために、当社(株式会社サンプロシード)が保険契約者となって Chubb 損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約(以下「損害保険」という)に基づきます。
2.本サービスが対象とする賃貸住宅に入居する会員は、損害保険の被保険者(保険金受取人)となり、会費の中から保険料相当額をご負担いただきます。
3.本制度の補償は、本制度の対象となる賃貸住宅に入居された時、または本サービスの会員になられた時のいずれか遅い時に開始し、賃貸借契約が終了した時、または株式会社サンプロシードが賃貸住宅の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位を喪失した時に終了します。
4.賃貸借契約の締結時に会員が同一の賃貸住宅の戸室を対象とする他の保険契約を締結している場合は、本制度の補償を提供いたしませんので申し出ください。なお、お申し出のない場合は、損害保険の被保険者になることに同意いただいたものとみなします。
5.弊社が締結した損害保険は次のとおりです。

保険種類：リビングプロジェクト総合保険
引受保険会社：Chubb 損害保険株式会社
取扱代理店：株式会社サンプロシード
補償内容・保険料相当額：別紙の通り

6.本制度に基づく損害保険の約款、特約の変更または保険料率変更に伴う保険料相当額もしくは保険金額に変更が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知いたします。

あなたの毎日に、快適と安心のサービスを。

Sun Proceed Club



▶お問 合 せ 先



〒541-0048 大阪市中央区瓦町 3 丁目 6 番 5 号 銀泉備後町ビル 10 階
TEL 06-6203-8558 受付時間 9:00~17:30(土日祝を除く)
メール spchintai@s-proceed.co.jp

